

# 一般社団法人日本小動物獣医師会理事会内規

## 目的

1.この内規は、一般社団法人日本小動物獣医師会の社員総会および理事会の運営方法、理事会における慶弔および会務処理について必要な事項を定めることを目的とする。

## 社員総会関係

- 1.社員総会の運営は、定款および法令の定めによる。
- 2.社員総会に出席する代表社員には、交通費を補助することができる。
- 3.開会宣言後、会長が仮議長を務めて、議長を選任しなければならない。
- 4.議長は、議長団として出席した社員より2名を選任する。
- 5.すべての議案は、提案者が説明する。ただし、必要あるときは議長の承認を得て、別の者に説明させることができる。
- 6.社員総会における発言者は、議長の承認を得た後に、所属および氏名を明らかにして発言しなければならない。
- 7.議長は、当該社員総会の秩序を維持し、議事を整理する。
- 8.議長は、その命令に従わない者その他当該社員総会の秩序を乱す者を退場させることができる。
- 9.議案の表決は、挙手・拍手・投票のいずれかの方法によるが、議長は表決に加わることができない。
- 10.議案の表決において可否同数の場合は、議長の裁決による。

## 理事会関係

- 1.理事会の運営は、定款および法令の定めによる。
- 2.会長は、少なくとも一事業年度に理事会を5回以上開催し、会務の執行状況を報告するとともに、会務を決定しなければならない。
- 3.理事会に出席できない理事は、会長に欠席届を提出しなければならない。
- 4.会長が必要と認めたときは、職員に説明および意見を述べさせることができる。
- 5.会長は、急を要する事項で理事会を招集することができない場合には、業務執行理事の決済により決定することができる。ただし、この場合は、近々の理事会において執行事項を報告しなければならない。
- 6.理事会の議事録署名人は、出席した理事の中から2名を指名する。

## 慶弔関係

1.役員、顧問、相談役および会員の慶弔等については、この法人に連絡があったものについては、次のとおりとする。

慶事：現役員の結婚	祝い金 50,000 円および祝電
現役員の子供の結婚	祝電
現役員の叙勲・褒章	祝電

顧問・相談役の叙勲・褒章	祝電
弔事：現役員の葬儀	弔慰金 50,000 円、花輪および弔電
現役員の親族(親・子・配偶者)の葬儀	花輪および弔電
顧問・相談役の葬儀	花輪および弔電

2.前項の規定のほか、会長が必要と認めた場合には、業務執行理事の相談により金額等を決定する。

3.役員および委員の会務における事故への対応については、必要に応じて業務執行理事の相談により決定する。

4.役員および委員の疾病または非常の災厄の対応については、必要に応じて業務執行理事の相談により決定する。

### 会務処理関係

1.会長は、この法人の事業を推進するために、担当理事を指名して会務を分掌する。

2.会長は、理事会の議決事項について、担当理事および事務局に速やかに処理させなければならない。

3.議案調整および文書起案等について、担当理事は業務執行理事に諮り処理する。

### 事務局および書類処理関係

1.事務局には、事務局長および所要の職員または嘱託職員を置くことができる。

2.事務局長および職員等の任免、給与等の諸経費および職務等については、理事会の議決により会長が定める。

3.官公庁および各団体等への文書その他重要な文書には、業務執行理事および担当理事の承認を必要とする。

4.文書の発送收受は、すべて総務担当理事が行い、年度別および事業別に処理する。

5.文書の発送收受には、次の帳簿を備え付けて処理する。

(1)文書発送簿

(2)文書收受簿

(3)会員名簿

(4)社員名簿

(5)現金授受簿

(6)その他必要な帳簿

6.郵便および宅配便を発送するときは、郵便切手および宅配便受払簿に種類、料金、発送先および年月日を記載する。

7.備品は、物品ごとに番号等を付して物品台帳に整理する。

### 広報関係

1.会員に対する広報は、次のとおりとする。

(1)JSAVA ニュース

(2)JSAVA ニュース号外

(3)ホームページ

(4)JSAVA ジャーナル

(5)社員・会員名簿

(6)その他

#### **変更**

1.この内規は、理事会の議決により変更することができる。

#### **補則**

1.この内規に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

#### **附則**

1.この内規は、令和 5 年 11 月 23 日開催の令和 5 年度第 6 回理事会において定款施行細則を廃止して制定し、同日より施行する。